

平成23年度社会福祉推進事業実施要領

(目的)

第1条 社会福祉推進事業は、地域社会における今日的課題に対する先駆的・試行的取組等に対する支援を通じて、社会福祉の発展、改善等に寄与することを目的とする。本要領は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に定める外、社会福祉推進事業の実施に当たり必要な事項を定める。

(事業の実施主体)

第2条 事業を実施する主体（以下「実施主体」という。）は次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 厚生労働省所管の法人又は厚生労働大臣が特に必要と認めた法人であって、申請した事業が社会福祉推進事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）において採択された法人
- 二 前年度において、当該法人としての事業実績があり、良好な運営がなされている法人
- 三 過去において、法令等に違反する不正行為を行った法人については、不正を行った年度の翌年度から5年以上経過している法人

(社会福祉推進事業評価委員会の設置)

第3条 国庫補助事業としての透明性を確保する観点から、申請された事業採択の可否等に係る評価を実施するため、社会・援護局長が評価委員会を設置する。

- 2 評価委員会の運営及び申請された事業の採択に係る評価の実施方針等については、社会・援護局長が別に定める社会福祉推進事業評価委員会運営要領によるものとする。

(対象事業)

第4条 本事業が対象とする事業は、交付要綱3（交付の対象）及び4（交付額の算定方法）に定めるほか、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 別紙1に定める採択テーマの事業であって、その事業により得られる成果が今後の施策等に反映できるものであること。
- 二 原則として単年度で終了する事業であること。複数年度にまたがる場合は、真に止む得ない明確な理由があり、かつ、2か年以内に終了することが明らかである場合に限るであること。
- 三 評価委員会における評価の結果、採択することが適当と認められた事業であること。

四 次の（１）から（５）までのいずれにも該当しない事業であること。

- （１）事業の主たる目的に係る業務の大部分を外部委託するもの又は第三者への資金交付を目的とした事業
- （２）前年度において本事業に採択された事業の実施主体であって、その実施成果が著しく不良であった事業の実施主体が申請する事業
- （３）事業の大部分が設備又は備品購入等である事業
- （４）営利を目的とした事業
- （５）補助対象額が５００千円に満たない事業

（事業の上限額）

第５条 本事業が対象とする事業は、原則として一事業当たり３，０００万円を上限とする。

（事業の実施主体の責務）

第６条 実施主体は、評価委員会に申請する際に、実際に事業を行う事業担当者と本事業に係る金銭の管理（出納を含む。）を行う経理担当者を明確にし、各担当者が法令等を遵守する旨を誓約しなければならない。

- ２ 経理担当者は、事業担当者を兼ねることができない。
- ３ 実施主体は、評価委員会に申請する際に、事業が終了した時点で必ず成果物を提出する旨を誓約しなければならない。
- ４ 実施主体は、事業が採択された場合には事業の概要を作成し、当該実施主体のホームページへの掲載等の方法により公表しなければならない。
- ５ 実施主体は、採択された事業が完了した場合には事業結果の概要を作成し、当該実施主体のホームページへの掲載等の方法により公表しなければならない。
- ６ 実施主体は、事業に係る収入及び支出について、当該実施主体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となっていることを証する監査結果の報告書を実績報告書とともに社会・援護局地域福祉課に提出しなければならない。
- ７ 実施主体は、評価委員会が行う書面、ヒアリング又は訪問による調査を受け入れなければならない。

（事業の名称）

第７条 国庫補助事業の交付事務等の円滑化を図る観点から、事業の採択時に使用した事業の名称について交付額の確定が終了するまでの間、国に提出する資料について名称の変更を行ってはならない。

(交付要綱別表の対象経費を算定するための額)

第8条 交付要綱別表の第4欄に定める対象経費に係る補助単価については、予算の範囲内において他の補助事業及び実勢を勘案して、別紙2に定めることとする。

(協議手続き)

第9条 本事業に係る国庫補助を希望する場合には、別添様式による協議書を指定する期日以内に厚生労働省社会・援護局地域福祉課に提出するものとする。

(採択の取消し)

第10条 採択された事業が完了するまでの間において、実施主体が第2条第3号に該当することとなったとき、又は事業が第4条第4号の(1)から(5)までのいずれかに該当することとなったときは、事業の採択を取り消すことができる。

2 前項の規定により、事業の採択が取り消された場合、実施主体は国庫補助金を返還しなければならない。

採択テーマ

- 1 地域による住民の相互扶助の体制構築に関する調査・研究事業
- 2 社会的困窮者の自立支援に関する調査・研究事業
- 3 福祉施策に携わる人材の育成・確保、専門性の向上に関する調査・研究事業
- 4 国が実施又は国が補助を行う福祉施策の効果測定に関する調査・研究事業
- 5 国が実施又は国が補助を行う福祉施策の改善点の把握に関する調査・研究事業
- 6 東日本大震災における被災地の福祉的支援に関する調査・研究事業

社会福祉推進事業実施要領第 8 条の規定に
基づき定める基準額について

実施主体は、本事業を申請するに当たり、積算内訳に計上する経費については、以下に掲げる基準額の範囲内の額を原則として使用するものとする。

ただし、本条に規定されていない経費又は基準額によることが困難な理由がある場合であって、使用する経費の積算及び使用する理由が明瞭かつ的確に示すことのできる書類を作成の上、評価委員会に予め提出した結果、事業が採択された場合にはこの限りではない。

(1) 報酬(検討会等の委員手当) [円/回] (注)

- | | |
|-------|---------|
| ① 委員長 | 16,800円 |
| ② 委員 | 14,400円 |

(注) 単なる業務上の打合せは、検討会等には含まない。

(2) 賃金(雇上賃金) [円/日]

- | | |
|-----------------|---------|
| ① 社会福祉士等資格を有する者 | 14,400円 |
| ② ①以外の者 | 8,750円 |

(3) 報償費(講演会等の講師謝金) [円/時間]

- | | |
|---------|--------|
| ① 大学教授級 | 7,100円 |
| ② 准教授級 | 6,200円 |
| ③ その他 | 4,700円 |

(4) 報償費(原稿執筆謝金) [円/原稿用紙(日本語400字) 1枚当たり]

2,000円とする。ただし、執筆者、内容等により増減額できるものとする。

(5) 会場借料(検討会等の会議を実施主体が所有又は継続的に借りている執務室又は会議室以外の場所で行う場合のみ)

- | | |
|-----------------------|----------|
| ① 大会議室[定員210人程度の規模まで] | 443,500円 |
| ② 中会議室[定員70人程度の規模まで] | 171,300円 |
| ③ 小会議室[定員20人程度の規模まで] | 43,800円 |

(注) 一日通しの税込み価格。

(6) 会議費

委員1人当たり500円を基準とする。

また、1日通しで委員会等を行う場合であって、かつ、昼食の時間帯も議論しなければ審議が終了しないことが明らかな場合には、会議費について委員1人あたり2,000円（昼食代を含む。）を基準とする。

(7) 旅費

最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算した額。ただし、事業遂行上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算した額。

なお、タクシーは、やむを得ない場合を除き認められない。

(8) その他の経費

社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。